

## 一時払終身保険「ふるはーと」ロードプラス\*」商品概要

\*正式名称：5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）

### <主な商品の特徴>

- ▶ 死亡給付金額、解約返戻金額等は**円建て**でご契約時に確定します。
- ▶ 第1保険期間（契約後5年または10年）の死亡給付金額を一時払保険料相当額に抑えて、第2保険期間（第1保険期間満了日の翌日以後終身）の**死亡保険金額を大きく**しています。
- ▶ 解約返戻金額は、第1保険期間中は一時払保険料相当額、第2保険期間中は死亡保険金額を上限に**増え続けます**のでさまざまな資金ニーズにご活用いただけます。
- ▶ **職業のみの告知**で15歳～90歳<sup>(※1)</sup>の方がご加入いただけます。

(※1) 金利情勢によっては、お取扱いできない年齢があります。

### 1. ご契約の諸基準

契約年齢範囲 <sup>(※2)</sup>	15歳～90歳 <sup>(※3)</sup>	最低一時払保険料	100万円	
保険期間	終身	最高一時払保険料 <sup>(※4)</sup>	被保険者契約年齢	
保険料払込方法	一時払いのみ		15歳～49歳	7000万円
			50歳～90歳 <sup>(※3)</sup>	3億円
告知	職業のみの告知	取扱単位	保険金建て：万円単位 保険料建て：万円単位	

(※2) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。

(※3) 金利情勢によっては、お取扱いできない年齢があります。

(※4) 同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

### 2. 商品の概要

保障内容	お支払いする保険金等		お支払理由	お支払金額
	第1保険期間	死亡給付金	被保険者が第1保険期間中に死亡されたとき ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます	一時払保険料相当額
		災害死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に、次のいずれかに該当したとき 1. 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症(*)を直接の原因として死亡されたとき	死亡保険金額と同額
	第2保険期間	死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額

(\*) コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

- ・ この保険は、被保険者が高度障害状態になられた場合のお支払いはありません。
- ・ 第2保険期間中は、災害による死亡の場合にも死亡保険金をお支払いします。
- ・ 死亡保険金などのお支払いについて、受取人の故意によるものや、責任開始日から起算して3年以内の自殺によるもの等、お支払いできない場合があります。

付加できる主な特約	年金支払移行特約
解約返戻金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約が解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいい、ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります（解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります）。</li> <li>・第1保険期間中の解約返戻金額は、当社が将来の死亡保障のために積み立てた金額が一時払保険料を上回った場合でも、一時払保険料相当額が上限となります。</li> </ul>
配当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします（資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります）。</li> </ul>

**【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】**

ご契約時の予定利率について

- ・金利情勢に応じて毎月1日に設定し、月末まで適用されます。
- ・したがって、お申込み月の月末までに保険料のお払込みと告知をいただけない場合、ご契約時の予定利率はお申込み時の予定利率と変わることがあります。

※適用される予定利率が変わる場合、死亡保険金額、解約返戻金額等も変わります。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

**【その他ご留意いただきたい事項】**

- ・この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。
- ・生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- ・住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際に お約束した死亡保険金額等が削減されることがあり、その結果、死亡保険金額等が払込保険料を下回ることがあります。

ご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり一定款・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご確認ください。